

MA2011-3

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年3月25日

運 輸 安 全 委 員 会

### (東京事案)

- 1 セメントタンカー第三芙蓉丸漁船第十八勝福丸衝突
- 2 漁船第一幸福丸転覆
- 3 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷

### (地方事務所事案)

#### 函館事務所

- 4 油送船海光丸漁船第二十八盛漁丸衝突
- 5 遊漁船第3幸徳丸衝突(消波ブロック)
- 6 漁船第三十八貴洋丸乗組員死亡
- 7 漁船福丸火災

#### 仙台事務所

- 8 漁船第三十八開栄丸乗組員負傷
- 9 漁業取締船しんゆう乗組員負傷
- 10 漁船第八伊勢丸火災
- 11 漁船三宝丸潜水者負傷

#### 横浜事務所

- 12 漁船大坂丸モーターボート光陽丸衝突
- 13 モーターボート山修丸乗組員死亡
- 14 水上オートバイLove&Peace水上オートバイF0330衝突
- 15 漁船三幸丸乗組員負傷
- 16 モーターボートIⅡモーターボート(船名なし)衝突
- 17 旅客船ニュー美しま乗揚
- 18 漁船きく丸潜水土死亡

#### 神戸事務所

- 19 漁船第2福寿丸漁船金要丸衝突
- 20 水上オートバイSHU SHU水上オートバイGirl Hunter衝突
- 21 水上オートバイシーブリーズジュニアウエイクボーダー死亡
- 22 掃海艇ながしま火災

#### 広島事務所

- 23 引船第三十一大和丸押船第12天秀丸バージ第八天秀丸沈没
- 24 貨物船第十二金力丸乗揚
- 25 水上オートバイSTX-12F衝突(かき筏)
- 26 給水船第十八幸水丸漁船幸栄丸衝突
- 27 漁船第三更賜丸乗揚
- 28 釣り船大歳丸同乗者死亡

### **門司事務所**

- 29 貨物船第二十八信宝丸爆発
- 30 遊漁船オクトパス釣り客負傷
- 31 瀬渡船F r e e s t y l e翔乗揚

### **長崎事務所**

- 32 漁船大栄丸モーターボートTOMORROW衝突
- 33 旅客船サンライズ乗組員負傷
- 34 漁船旭龍乗揚

### **那覇事務所**

- 35 水上オートバイカモメ3被引浮具搭乗者負傷

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

## 12 漁船大坂丸モーターボート光陽丸衝突

## 船舶事故調査報告書

平成23年2月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年1月24日（日） 13時10分ごろ
発生場所	静岡県焼津市大井川港南防波堤灯台から真方位096° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 46.5′ 東経138° 20.7′）
事故調査の経過	平成22年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>おおさか</sup> 大坂丸、6.6トン S02-5117（漁船登録番号）、個人所有 11.60m（Lr）×2.71m×0.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、平成4年8月1日 B モーターボート <sup>こうよう</sup> 光陽丸、2.31トン 242-5760静岡、個人所有 7.50m（Lr）×2.10m×0.65m、FRP ディーゼル機関、77.20kW、昭和53年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年8月31日 免許証交付日 平成18年10月23日 （平成24年8月30日まで有効） B 船長B 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月23日 免許証交付日 平成20年12月19日 （平成26年8月22日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 3人（船長B、同乗者2人）
損傷	A 船首部に亀裂を伴う損傷 B 船尾ブルワーク折損及び操舵室倒壊
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、静岡県御前埼東方沖で、アマダイの一本釣り漁を約6時間行ったのち、静岡市用宗漁港に向けて帰途につき、約16ノットの速力で手動操舵により北進していた。 船長Aは、舵輪後方の椅子に腰掛けて舵輪を握り、レーダーレンジを3Mとし、船首の浮上により船首方に約30度の死角ができる状況で操船に

	<p>あたっていたところ、衝突の衝撃でB船の存在を初めて知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り仲間4人を乗せ、焼津市大井川港東方沖で、船首を北方に向けて漂泊を開始し、アマダイの一本釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、左舷船尾甲板で船尾方を向いて釣りをしていたとき、船尾後方300m以上離れたところに本船に向首して接近するA船を視認し、A船が漂泊している本船を避けるものと思い込んで釣りを続けていたところ、A船が至近に迫ったことに驚いて、急いで操舵室に赴き、クラクションを数回鳴らし、主機のクラッチを入れた。</p> <p>両船は、平成22年1月24日13時10分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部が衝突した。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことに気付き、B船の同乗者B<sub>1</sub>が落水していたので、同人を引き揚げるとともに、漁業無線で僚船に救助を依頼した。</p> <p>船長Bは、全員の負傷の程度を確認したのち、海上保安部に通報した。</p> <p>A船の僚船2隻が来援し、1隻がB船の負傷した同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>を乗せ、焼津市小川漁港に着岸した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者B<sub>3</sub>が乗り、A船の僚船にえい航され、小川漁港に着岸した。</p> <p>A船は、B船の同乗者B<sub>4</sub>を乗せ、小川漁港に着岸した。</p> <p>船長Bは、前頭部擦過傷で全治1週間の、同乗者B<sub>1</sub>は左大腿打撲で全治3日の診断を受け、同乗者B<sub>2</sub>は腰椎横突起骨折及び両大腿打撲で76日間の治療を受けた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船のレーダーは、コースアップに設定され、船首輝線が明るく、レーダーの同線にB船が紛れていた。</p> <p>A船は、ふだん、船首を振って前を見る等の見張りを行っていた。</p> <p>B船は、発電機を回すため、クラッチを切って最低回転で主機を運転していた。</p> <p>船長B及び同乗者4人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、大井川港東方沖を北進中、漂泊中のB船に気付かずに航行し、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーの船首輝線にB船の映像が紛れていたことから、前路に他船がないと思いつき、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、航行しているA船がB船を避けるものと思い込んでいたため、A船</p>

		が間近に接近して、主機のクラッチを入れる等の衝突を避ける動作をとったものと考えられる。
原因	<p>本事故は、大井川港東方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが、A船がB船を避けるものと思い込んで漂流を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	